

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について、旧定額法又は定額法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第 63 条第 2 項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第 27 条の 14 後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造 2」から「耐用年数 6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 10」から「積立金の期中取崩額 12」まで、「損金に計上した当期償却額 14」、「前期から繰り越した償却超過額 15」、「残存価額 17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率 20」、「定額法の償却率 26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。
 (注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。
- (4) 取得等をした減価償却資産で取得価額が 30 万円未満であるものについて、措置法第 67 条の 5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。

なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。)の「34」の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」及び「37」の金額を記載できます。

(注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- イ 「評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等をいいます。
- ロ 「期中評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。
- ハ 「期末評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。
- ニ 「民事再生等評価換え」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ロに規定する民事再生等評価換えをいいます。
- ホ 「連結時価評価」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ハに規定する連結時価評価をいいます。
- ヘ 「非適格株式交換等時価評価」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ニに規定する非適格株式交換等時価評価をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類 1」、「構造 2」及び「細目 3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造 2」に記載してください。	
「取得年月日 4」	その資産の取得年月日を記載します。 令第 55 条第 4 項又は第 5 項(資本的支出の取得価額の特例)の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。	
「事業の用に供した年月 5」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「耐用年数6」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める耐用年数を記載します。	
「取得価額又は製作価額7」	<p>(1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。</p> <p>イ 令第55条第4項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける同項に規定する旧減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）の帳簿価額と同項に規定する追加償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）の帳簿価額との合計額を記載します。</p> <p>ロ 同条第5項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける追加償却資産の帳簿価額の合計額を記載します。</p> <p>(2) 減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。</p> <p>イ 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）後の各事業年度</p> <p>ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度</p>	<p>1 評価換え等に係る外書の金額の記載は、次の場合に行います。</p> <p>(1) 期末評価換え等が平成16年4月1日以後に行われた場合</p> <p>(2) 期中評価換え等のうち、法第25条第2項に規定する法律の規定に従って行う評価換え又は民事再生等評価換えが平成17年4月1日以後に行われた場合（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。）</p> <p>(3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成18年10月1日以後に行われた場合</p> <p>2 評価換え等のうち連結時価評価に係る外書の本額記載は、平成16年4月1日以後に開始する各事業年度等において行います。</p> <p>3 減価償却資産の償却方法を定率法から定額法に変更した場合等には、この欄及び「8」は記載せず、「9」はその変更した事業年度開始の日における帳簿価額を記載します。ただし、その後の事業年度において左記(2)に該当する場合には、それぞれ左記(2)により記載します。</p>
「圧縮記帳による積立金計上額8」	<p>圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金（確定した決算において積み立てたもの（決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。）をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同じです。）に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。</p>	
「差引取得価額9」	<p>(1) 「7」の外書の本額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(2) 当期以前の各事業年度等において令第 57 条第 1 項(耐用年数の短縮)の承認を受けた減価償却資産(平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等において同年 6 月 30 日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。)については、その承認を受けた日の属する事業年度等のこの明細書の「9」の金額からその明細書の「16」の金額を控除した金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 10」	法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
「期末現在の積立金の額 11」及び「積立金の期中取崩額 12」	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以前に終了した事業年度において平成 18 年改正前の令第 80 条(国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法)等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年 5 月 31 日以前に開始した事業年度において昭和 42 年改正前の法第 31 条(減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法)の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。	
「差引帳簿記載金額 13」	(1) 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき連結時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価が行われた事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。 (2) 当期において、減価償却資産につき民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。	
「前期から繰り越した償却超過額 15」	(1) 法第 31 条第 5 項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下「帳簿記載等差額」といいます。)がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その帳簿記載等差額を、この欄の上段に外書として記載します。 イ 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下「適格組織再編成」といいます。)により移転を受けた減価償却資産(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。)……その適格組織再編成の日の属する事業年度 ロ 合併、分割、現物出資又は現物分配(適格	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項										
	<p>合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。)により移転を受けた減価償却資産……その合併等の日の属する事業年度</p> <p>ハ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度</p> <p>ニ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度</p> <p>ホ 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度</p> <p>(2) 前期の「差引合計翌期への繰越額 41」に外書の金額がある場合には、前期の「41」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。</p>											
「合計 16」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。											
「残存価額 17」	<p>平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。</p> <p>(1) 有形減価償却資産（坑道を除きます。）については、「差引取得価額 9」の金額の 10%に相当する金額を記載します。</p> <p>(2) 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十一で定める割合により計算した金額（牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）を、別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道については 0 と記載します。</p>	減価償却資産の償却方法を旧定率法から旧定額法に変更した場合には、この欄及び「18」はその減価償却資産の実際の取得価額を基礎として計算した金額を記載します。この場合、「備考」には、実際の取得価額その他参考となるべき事項を記載します。										
「差引取得価額 × 5% 18」	有形減価償却資産についてのみ、「差引取得価額 9」の金額の 5%に相当する金額を記載します。	1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。										
「平成 19 年 3 月 31 日以前取得分」の各欄	<p>減価償却資産が生物である場合の次の各欄は、それぞれ次により読み替えて記載します。</p> <table border="1" data-bbox="523 1503 1107 1742"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1503 871 1547">該当欄</th> <th data-bbox="871 1503 1107 1547">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1547 871 1592">(16) > (18) の場合</td> <td data-bbox="871 1547 1107 1592">(16) > (17) の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1592 871 1637">計 23 (21) + (22) 又は ((16) - (18))</td> <td data-bbox="871 1592 1107 1637">(21) + (22) 又は ((16) - (17))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1637 871 1682">(16) ≤ (18) の場合</td> <td data-bbox="871 1637 1107 1682">(16) ≤ (17) の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1682 871 1742">算出償却額 24 (18) - 1 円 × $\frac{\quad}{60}$</td> <td data-bbox="871 1682 1107 1742">(17) - 1 円 × $\frac{\quad}{60}$</td> </tr> </tbody> </table>	該当欄	読み替え後	(16) > (18) の場合	(16) > (17) の場合	計 23 (21) + (22) 又は ((16) - (18))	(21) + (22) 又は ((16) - (17))	(16) ≤ (18) の場合	(16) ≤ (17) の場合	算出償却額 24 (18) - 1 円 × $\frac{\quad}{60}$	(17) - 1 円 × $\frac{\quad}{60}$	
該当欄	読み替え後											
(16) > (18) の場合	(16) > (17) の場合											
計 23 (21) + (22) 又は ((16) - (18))	(21) + (22) 又は ((16) - (17))											
(16) ≤ (18) の場合	(16) ≤ (17) の場合											
算出償却額 24 (18) - 1 円 × $\frac{\quad}{60}$	(17) - 1 円 × $\frac{\quad}{60}$											
「旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 19」	<p>「差引取得価額 9」の金額から「残存価額 17」の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>なお、「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除して計算します。</p>											
「旧定額法の償却率 20」	耐用年数省令別表第八に掲げる定額法の償却率を使用せずに、耐用年数省令別表第七に掲げる旧定額法の償却率を記載します。	月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。										

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	ただし、耐用年数省令別表第七に掲げる償却率（耐用年数省令第4条第2項（事業年度が1年未満の場合の旧定額法の償却率）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する旧定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率）を記載します。	耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した旧定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。
「算出償却額 21」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $((19) \times (20)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「増加償却額 22」	令第60条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条（増加償却割合の計算）の規定により計算した増加償却割合を「（ ）」に記載するとともに、「算出償却額 21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計（(21)+(22)）又は（(16)-(18)） 23」	次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 「16」－（「21」＋「22」）の金額が「18」を上回る場合 $(21) + (22) \text{ 又は } \cancel{(16) - (18)}$ (2) 「16」－（「21」＋「22」）の金額が「18」以下となる場合 $\cancel{(21) + (22)} \text{ 又は } (16) - (18)$	
「算出償却額 24」	分子の空欄には、当期の月数を記載します。 計算した金額が「16」から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「定額法の償却額計算の基礎となる金額 25」	「差引取得価額 9」の金額を記載します。 なお、「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除した金額を記載します。	
「定額法の償却率 26」	耐用年数省令別表第八に掲げる償却率（耐用年数省令第5条第2項（事業年度が1年未満の場合の定額法の償却率）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率）を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 耐用年数省令第5条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。
「算出償却額 27」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $(25) \times (26) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「増加償却額 28」	令第60条に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条の規定により計算した増加償却割合を「（ ）」に記載するとともに、「算出償却額 27」の金額にその割合を乗じた金額を本書とし	この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超え

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	て記載します。	て使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 29」	計算した金額が「16」から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	
「租税特別措置法適用条項 31」	措置法又は震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。 また、その特別償却率又は割増償却率を「()」に記載します。 なお、震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合には、震災特例法の適用条項を記載します。	
「特別償却限度額 32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」	(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。 なお、「32」には、措置法第52条の3(準備金方式による特別償却)の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積み立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。 (2) 「33」には、青色申告法人又は措置法第43条の3若しくは震災特例法による特別償却に関する規定の適用を受ける法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前1年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。 なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第52条の2第5項(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)に規定する合併等特別償却不足額(以下「合併等特別償却不足額」といいます。)があるときは、その金額を記載します。 (3) 「32」又は「33」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ次により記載します。 イ 「30」に「23」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」から「18」及び「23」を控除した金額を限度として記載します。 ロ 「30」に「24」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、記載する必要はありません。 ハ 「30」に「29」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」から「29」及び1円を控除した金額を限度として記載します。	この外書の金額は、別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額8」へ移記します。
「当期償却額 35」	償却費として損金経理をした金額を記載します。	特別償却準備金として積み立てた金額は、償却費として損金経理をした金額ではありません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期からの繰越額 38」	「前期から繰り越した償却超過額 15」の金額を記載します。	
「償却不足によるもの 39」	<p>当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	
「積立金取崩しによるもの 40」	<p>当期に圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金を取り崩し、益金の額に算入した場合において、その積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額（当期に生じた償却超過額を含みます。）があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	
「差引合計翌期への繰越額 41」	<p>「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p> <p>また、減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、その評価損の金額とその減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書として記載します。</p> <p>この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表一の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	
「特別償却不足額」の各欄	青色申告法人又は措置法第 43 条の 3（被災代替資産等の特別償却）若しくは震災特例法による特別償却に係る特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。	
「当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 43」	当期末以前 1 年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。	
「当期分不足額 46」	「合計 34」の金額から「当期償却額 35」の金額及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」の金額又は「償却不足によるもの 39」の金額を控除した金額と、「特別償	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	却限度額 32」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 47」	適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。	

3 付表の添付

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。

4 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和2年4月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	措置法42の5①	措置法規則20の2に規定する証明に係る書類	○	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	措置法42の12の3①	措置法規則20の8⑥に規定する書類		○
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	措置法42の12の4①	措置法規則20の9②に規定する書類		○
港湾隣接地域における技術基準適合施設等の特別償却	措置法43の2①	措置法規則20の11①に規定する証明に係る書類	○	
	令和2年改正前の措置法43の2①	令和2年改正前の措置法規則20の11①に規定する証明に係る書類	○	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措置法44①	措置法令28の4①二に規定する証明に係る書類	○	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	措置法45②	措置法規則20の16⑧に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
医療用機器等の特別償却	措置法45の2	措置法令28の10④又は⑥に規定する書類		○
障害者を雇用する場合の特定機械装置等の割増償却	措置法46①	措置法令29①～⑤に規定する証明に係る書類	○	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	平成30年改正前の措置法46の2①	平成30年改正前の措置法規則20の19に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措置法46の2①	措置法規則20の19に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
企業主導型保育施設用資産の割増償却	令和2年改正前の措置法47①	令和2年改正前の措置法規則20の20④に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
特定都市再生建築物等の割増償却	措置法47①	措置法規則20の21②に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法48①	措置法規則20の22②に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
復興産業集積区域等における機械等の特別償却	震災特例法17の2①	震災特例法規則6の2の2②に規定する書類		○
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法17の5①	震災特例法規則6の4②に規定する書類		○
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	震災特例法18の2①	震災特例法規則6の5に規定する書類		○

5 根拠条文

法31、令48、48の2、53～63、規則9の3～21の2、27の14、耐用年数省令、措置法42の5、42の12の3、42の12の4、43の2、44、45、45の2、46、46の2、47、48、措置法令27の5、27の12の3、27の12の4、28の4、28の9、28の10、29～29の6、措置法規則20の2、20の8、20の9、20の11、20の16、20の19、20の21、20の22、震災特例法17の2～17の2の3、17の5～18の2、震災特例法令17の2、18の2、震災特例法規則6の2の2、6の4、6の5